額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五十円とする。

ハ　前条第五項第三号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けている者　八万三千七百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二十七万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

第二十九条の四第一項第五号中「からハまで」を「又はロ」に改め、同号イ中「又はハ」を削り、「一万四千円」を「一万八千円」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「前条第六項第三号」を「前条第六項第二号」に改め、同号ハを同号ロとする。

第二十九条の四の三第一項第五号中「第三項第三号」を「第三項第五号」に改め、同条第三項第一号中「第四号」を「第六号」に改め、同項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、同項第二号中「基準日において被保険者が療養の給付を受けることとした場合において、法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者であるとき。」を「第四号適用者であつて、所得の額が三百八十万円未満のものである場合」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　基準日において被保険者が療養の給付を受けることとした場合において、法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者（次号及び第四号において「第四号適用者」という。）であつて、所得の額（同項第四号に規定する所得の額をいう。次号及び第四号において同じ。）が六百九十万円以上のものである場合　二百十二万円

三　第四号適用者であつて、所得の額が三百八十万円以上六百九十万円未満のものである場合　百四十一万円

第二十九条の四の三第六項中「第三項第三号」を「第三項第五号」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第五条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の三の二第五項中「又はその被扶養者が療養」を「（法第五十七条第二項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）又はその被扶養者が療養」に改める。

第二十三条の三の四第一項第五号中「第三項第三号」を「第三項第五号」に改め、同条第三項第一号中「第四号」を「第六号」に改め、同項第四号中「第四十二条第三項第四号」を「第四十二条第三項第六号」に改め、「第二号」の下に「から第四号まで」を加え、同号を同項第六号とし、同項第三号中「前号」を「前三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「又は第五十九条第二項第一号ニ」を削り、「適用される者」の下に「であつて療養のあつた月の標準報酬の月額が五十三万円未満の組合員又はその被扶養者」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　法第五十七条第二項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬の月額が八十三万円以上の組合員又はその被扶養者　二十五万二千六百円と、第二十三条の三の二第三項第一号及び第二号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円とする。

三　法第五十七条第二項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬の月額が五十三万円以上八十三万円未満の組合員又はその被扶養者　十六万七千四百円と、第二十三条の三の二第三項第一号及び第二号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

第二十三条の三の四第四項第四号中「前項第四号」を「前項第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「前項第三号」を「前項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「前項第二号」を「前項第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　前項第二号に掲げる者　十二万六千三百円と、第二十三条の三の二第四項に規定する合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が四十二万千円に満たないときは、四十二万千円）から四十二万千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五十円とする。

三　前項第三号に掲げる者　八万三千七百円と、第二十三条の三の二第四項に規定する合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二十七万九千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

第二十三条の三の四第五項中「金額とする。」を「金額」に改め、同項第一号中「一万四千円」を「一万八千円」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第三項第三号又は第四号」を「第三項第五号又は第六号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第六項第三号中「一万四千円」を「一万八千円」に、「七千円」を「九千円」に改め、同条第七項第二号中「ニまで」を「へまで」に改め、同号ニ中「第三項第四号」を「第三項第六号」に改め、同号ニを同号へとし、同号ハ中「第三項第三号」を「第三項第五号」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「第三項第二号」を「第三項第四号」に、「このロ」を「このニ」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　第三項第二号に掲げる者　二十五万二千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十二万六千三百円）と、第二十三条の三の二第一項第一号イからへまでに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四十二万千円。以下このロにおいて同じ。）に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、七万五十円）とする。